

乙第 17 号証

TEL 052-222-3881

FAX 052-222-3880

木下・岡法律事務所

木下芳宣 先生

北條 愛 先生

2014年4月28日

鶴田明日香代理人

TEL052-262-7061 FAX052-262-7062

弁護士 中谷 雄 二

TEL052-211-2236 FAX052-211-2237

弁護士 森 田



### 損害額の計算（合計2枚）

お世話になります。

社会福祉法人 **S**（以下「**S**」といいます）と鶴田明日香（以下「鶴田」といいます）の件で、本件事故による損害額を別表のとおり計算しましたので、お知らせいたします。

以下、補足の説明をします。

#### 1. 逸失利益の計算

基礎収入額は、早亨さんが受給していた障害基礎年金1級の支給額としました。その他の計算方法については青本の説明に従いました。

#### 2. 慰謝料

早亨さんは一家の支柱の（あるいはそれに準ずる）に該当しません。青本によるとこのような場合の死亡慰謝料の金額は2000万円から2500万円とされています。

そこで、この範囲の上限である2500万円を慰謝料の金額としました。

ご不明な点などありましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

どうぞ、ご検討、よろしく願いいたします。

以上

## 別表

## 損害額の計算

2014/4/28 中谷雄二 森田茂

1. 逸失利益	金額
基礎収入額(障害基礎年金1級)	983,100 ...①
生活費控除率(青本の男性単身者)	50% ...②
死亡時の年齢	28 ...③
就労可能年数... (67歳-③)	39 ...④
上記④に対応するライプニッツ係数	17.0170 ...⑤
損害額(①×(1-②)×⑤)	8,364,706 ...⑥
2. 慰謝料	
青本(2000万円~2500万円)の上限額	25,000,000 ...⑦
3. 損害額合計	
損害額合計(⑥+⑦)	33,364,706 ...⑧
4. 既払い額	
施設の損害保険金	3,002,400 ...⑨
弔慰金保険	1,000,000 ...⑩
既払い金合計(⑨+⑩)	4,002,400 ...⑪
5. 請求額	
差引請求額(⑧-⑪)	29,362,306